

主な改正点

～給水装置工事施行指針 2026 年版～

P 1 1 表 2 - 2 文言修正

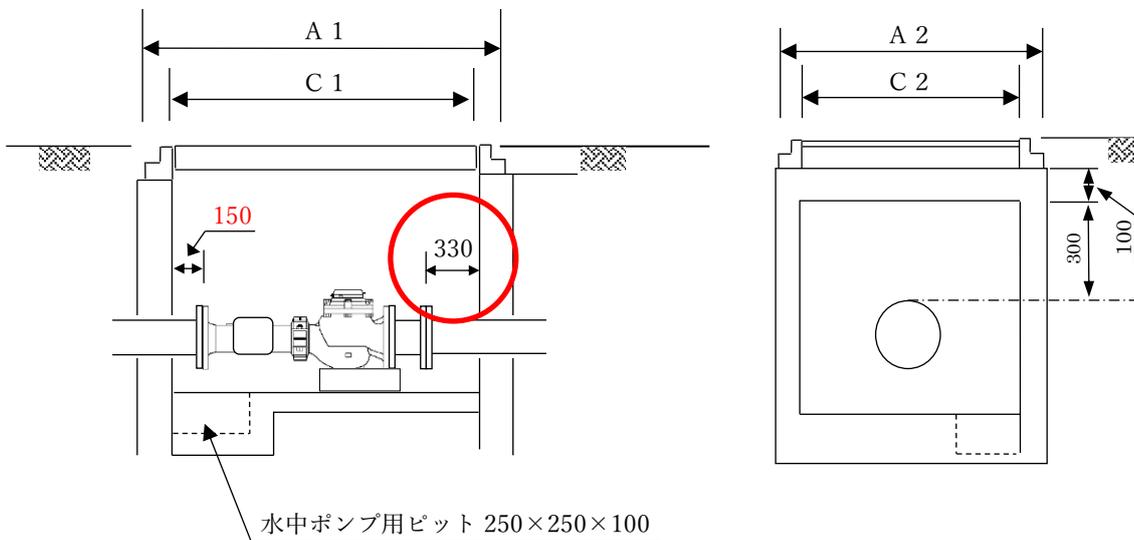
開閉方向は原則、千里NT（青山台・佐竹台・高野台・竹見台・津雲台・藤白台・古江台・桃山台）は左回り開、その他は右回り開とする
 事前に水道部に確認すること

P 6 9 4 - 7 - 2 文言追加

（5）3～5階建て相当又は給水高さが6m以上の共同住宅等の場合は、メーターの流出側にボール止水栓（キー式）又は逆止弁を設置する。その際ボール止水栓はメーターから原則1m以内、逆止弁はメーターボックス内に設置し逆止弁の明示を行う。

P 7 4 4 - 8 - 1 文言削除および修正

（3）メーター口径75mm以上の場合のボックス図および寸法表のうち下記赤囲み部 削除
 図中伸縮補足管側の内壁から継手までの離隔を100から150に修正



※ メーターボックスの側壁については、土圧に十分耐えうる構造とする。

（単位：mm）

メーター口径	A 1	A 2	C 1	C 2	H
75mm	1225	690	1200	655	1360 以上
100mm	1250	900	1230	850	1480 以上
150mm	1630	1000	1480	850	1730 以上

P 8 2 4-9-1 文言修正

(21) 既存の給水装置を利用して改造等を行う場合は、鉛製給水管やポリエチレン一層管の使用が判明した際には、これを撤去する。なお、これらの管の撤去については、条件が整えば水道部による**工事施行制度があるので相談すること。**

P 8 2 4-9-1 文言追加

(22) 口径 50mm 以上の S50 形または GX 形による行き止まり管路の配管において、施工後に市に譲渡し配水管として運用するものは、水道部に相談の上、管端部に排水設備を設けること。

P 8 5 4-10-3 文言削除

(以下、警報装置という。) **削除**

P 1 0 1 5-3. 5-4 文言追加

2週間 (**10営業日**) 程度

P 1 0 1 5-4

P 1 0 3 5-7-1

P 1 0 5 5-7-2

P 1 0 6 表5-1

電子申込に関する内容の追加

P 1 0 1 5-4-1 文言修正

文意に変更なし

P 1 0 8 図の追加

電子申請フロー図追加